

# 全体会計財務書類における注記

## I. 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

#### ② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却価額は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得価額 (又は償却原価法)

#### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却価額は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、①～③すべて、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### ① 貯蔵品……………先入先出法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～17年

ただし、一部の連結対象団体の一部資産は取替法によっています。

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア	5年
--------	----

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体については、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から愛媛県市町総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、愛媛県市町総合事務組合における積立金額の運用益のうち内子町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体(会計)については税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

II. 重要な会計方針の変更等

該当なし

III. 重要な後発事象

(1) 重大な災害等の発生

平成30年7月豪雨、9月の24号台風における被害

【災害査定額】

農業用施設 212,374千円

林業用施設 253,295千円

公共土木 305,141千円

#### IV. 追加情報

##### (1) 連結対象団体(会計)

	団体(会計)名	区分	連結の方法
1	一般会計	一般会計	全部連結
2	小田高校寄宿舎特別会計	一般会計	全部連結
3	内子町国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結
4	内子町介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結
5	内子町後期高齢者医療保険事業特別会計	特別会計	全部連結
6	内子町介護保険サービス事業特別会計	特別会計	全部連結
7	内子町水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
8	内子町下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結

##### (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

##### (3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

###### ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き104段落のとおり、以下のものとする。

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産(一時的に賃貸借している場合を含む)」、

「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、普通財産のうち活用が図られていない公共資産。

###### イ 内訳

事業用資産 574,720千円 ( 1,094,424千円)

土地 574,720千円 ( 1,094,424千円)

平成30年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

上記(1,094,424千円)は貸借対照表における簿価を記載しています。